

確定申告は税務署へ（平成22年分）

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火) 東村山税務署 (東村山市本町1-20-22 ☎042-394-6811)

所得税の
還付申告は、
税務署で
受付中！

税務署では、所得税の確定申告書などを自身で作成していただく「自書申告」をお願いしています。また、パソコンを利用して申告書を作成し、提出することもできます。e-Taxを利用される方は、電子証明書付きの住民基本台帳カードなどe-Taxで利用可能な電子証明書をお持ちください。

所得税の還付申告については、1月から税務署でアドバイスおよび申告書の受付をしています。

『にせ税理士』にご注意ください。

納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・相談などは、税理士の登録をしていない方には、できないことになっています。正規の税理士に依頼しましょう。

各会場への来場には公共交通機関をご利用ください。

●日曜窓口開設

東村山税務署では、下記の日曜日に限って平成22年分確定申告書作成のアドバイスおよび申告書の受付を行います。

時 2月20日(日)、27日(日)

場 東村山税務署（地図参照）

受付内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付および納付相談

当日の混雑状況などにより、申告書作成会場の受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めにお越しください。

当日は電話での相談は行っていませんので、電話でのご質問は平日にお願いします。

上記以外の土・日曜日、祝日は、執務を行って

いません。

市役所・法務局は開庁していませんので、申告に必要な書類は事前に準備してください。

●申告と納税の期限

所得税 2月16日(水)～3月15日(火)

贈与税 2月1日(火)～3月15日(火)

個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(木)
期限内に納付されないと、延滞税がかかります。

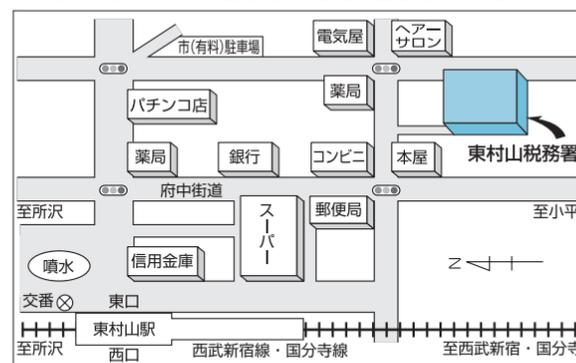
●安心して便利な口座振替

所得税と個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、安心して便利な口座振替をご利用ください。口座振替を利用しますと次のとおり納付期

限の約1か月後に預貯金から自動的に納税額が引き落とされます。

所得税 4月22日(金)

個人事業者の消費税・地方消費税 4月27日(水)



●国税電子申告・納税は「e-Tax」の利用が便利です

今年から確定申告はe-Taxで！



「e-Tax」はインターネットを利用して申告・納税ができる便利なシステムです。また、申請・届出などもできます。

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接送信（提出）！

最高5,000円の税額控除！

平成22年分の所得税の確定申告を、本人の電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円を控除できます（平成19年分～平成21年分の確定申告でこの控除を受けた方を除く）

添付書類提出を省略！

源泉徴収票や医療費の領収書などは、内容を入力して送信することにより、提出・提示を省略できます（後日提出・提示が必要な場合もあります）

還付金がスピーディー！

還付されるまでの期間が3週間程度に短縮されます。

24時間いつでも利用可能！

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

詳細は「e-Tax」HPをご覧ください。

「e-Tax」HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>

☎e-Taxヘルプデスク（☎0570-015901）

●税理士による無料申告相談

～今年から西東京市の相談会場が防災センター6階に変わりました！～

税理士による年金受給者の方や給与所得者の方の所得税、小規模納税者の方の所得税および消費

税の申告相談や申告書の作成指導を無料でいたしますので、お気軽にご利用ください。

作成した申告書は、会場でお預かりします。

◆税理士による無料申告相談

場所	日程
防災センター6階 昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。	2月14日(月)～18日(金)
受付時間：午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	

混雑の状況により午前中で受付を締め切る場合がありますので、ご注意ください。

所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は税務署または有料で税理士にご相談ください。

青色申告の方、譲渡所得（株式などの譲渡を含む）のある方および税理士に依頼している方はご遠慮ください。

混雑の状況により午前中で受付を締め切る場合がありますので、ご注意ください。

源泉徴収票、筆記具、計算機、昨年の確定申告書の控えなどをお持ちください。

●パソコンによる確定申告センターをご利用ください

東京国税局では、ITを利用した申告を推進するために「パソコン申告センター」を開設します。同センターでは次の業務を行っています。

パソコンによる所得税および個人消費税などの確定申告書等作成のアドバイス

（ただし、株式や土地・建物などの売却による譲渡所得や贈与のある方を除く）

確定申告書の受付（預かり）

（提出された申告書は、それぞれの住所地（納税地）を所轄する税務署へ送付します）

◆パソコン申告センター

場所	日程
アクアプラザ （新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階）	2月1日(火) ～3月15日(火)
受付時間：午前9時15分～午後5時	

（土・日曜日、祝日を除く）

●譲渡所得がある方へ

(1)平成22年中に株式などを売却された方は、原則として譲渡所得などについて所得税の確定申告が必要になります。

また、前年の確定申告において、株式などに係る譲渡損失の繰越控除の特例を受けている方は、連続して所得税の確定申告が必要です。

(2)平成22年中に土地や建物をお売りになった方は、譲渡所得について所得税の確定申告が必要になります。

なお、マイホームをお売りになったときの3,000万円の特別控除などの特例を受ける場合は、確定申告書の提出が要件となりますので、ご注意ください。

そのほか、国税庁HP東京国税局コーナー「局かのお知らせ」には、特例の要件や申告に必要な書類が確認できるよう、「資産税関係チェックシート」を掲載していますので、ご利用ください。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp/tokyo/>

または東村山税務署へ

●確定申告書を郵便等で提出される方へ

確定申告書などを郵便などで提出される方は、封筒に自分の住所・氏名をお書きください。

確定申告書などの「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載のうえ、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください。

この場合、通信日付印により表示された日を提出日となりますが、郵便または信書便以外（ゆうパック等）で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますので、ご注意ください。

●保険料・利用料は所得税や市・都民税の控除対象です！

社会保険料（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料）および医療費（介護保険サービス、おむつ代）は、所得税や市・都民税の控除対象です。

詳細は、市報2月1日号でお知らせします。